

農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について

〔昭和45年4月30日 45農地B第953号〕
農林省農地局長

最終改正 平成26年3月31日 25経営第3953号

- 1 農業委員会に対し農地移動適正化あっせん事業の指導をするに当たっては都道府県は、あらかじめ都道府県農業会議と連絡を緊密にし、その徹底を図ること。
- 2 農地移動適正化あっせん事業の対象となる「農用地等」には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第3条に定める農用地等のほか、そのような農用地等とすることが適当な土地が含まれるものであること。
- 3 農業委員会が農地移動適正化あっせん基準を変更する場合にも、都道府県知事の認定を受ける必要があるものであること。
- 4 要領4の都道府県知事による既に認定したあっせん基準の「随時審査」は、5年ごとに行う農林業センサスの結果を反映するほか、農業・農地事情の変動等を勘案して実施するものとする。
- 5 農業委員会がそのあっせん基準に要領3の(1)、(2)及び(3)に掲げる事項を定めるに当たっては、あっせん事業が円滑に行われるようにするため、要領7の(1)、(2)及び(3)に掲げる要件の趣旨に即し、当該地域の实情に応じて要領7の(1)、(2)及び(3)の各号に掲げる要件を更に細分した形で定めることはさしつかえないから、6から11までの事項をも考慮し、農業委員会に対して適切な指導をすること。
- 6 農用地等の交換で、そのいずれか一方の農用地等が農用地区域外に存する場合には、要領7の要件は、農用地区域内に存する農用地等の権利を取得させるべき者についてのみ適用されるものであること。
- 7 要領7の(1)のアの「当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積」については、次のことを留意すること。
 - (1) 「当該地域」とは、あっせんに係る農用地等の所在地をその区域に含んでいる農業委員会の区域であること。
 - (2) あっせんの適正な実施を期するため具体的な数値をもって基準を定めるとともに、関係者に周知させること。
 - (3) 営農の諸条件からみて当該地域について基準面積を一律に定めることが困難又は不適當であると認められるときは、当該地域を2以上の区域に区分して定め、あっせんが円滑に行われるように配慮すること。
- 8 要領7の(1)のアの「別に定める場合」とは、農用地等を交換する場合であって、その一方の当事者の経営面積が当該地域における基準面積に達していないが、他方の当事者の経営面積が当該地域の基準面積を超えているか若しくはその交換の結果超えることとなり、かつ、その耕作農地の集団化に著しく寄与する場合、経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積を超えている農業を営む者が多いため、当該地

域における農家の平均の経営面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合又は権利を取得させるべき者が新規就農希望者（要領4に規定する新規就農希望者をいう。以下同じ。）である場合等当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合であるから、あっせん基準の作成に当たってそのような場合が想定されるときは、例示しておくこと。

- 9 要領7の(2)の「農地保有の合理化に著しく寄与すると認められる場合」とは、農地中間管理機構が有する農用地利用に係る権利の集積・集約化、農用地利用の再配分機能等が十分に活用されると見込まれる場合をいう。
- 10 要領7の(3)のアの「経営規模拡大の目標として農業委員会が定める経営面積」については、農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定による農業振興地域整備計画において定められた経営の目標に即して作目及び経営形態別に具体的な数値をもって定めるものとするが、当面、当該目標に即して定めることが相当でないと考えられるときは、年次別計画に基づき段階的な目標を定めてもさしつかえないものとする。なお、要すれば、当該地域を2以上の区域に区分して定めるものとする。
- 11 要領7の(4)の「特別の基準」を定めるに当たっては、交換分合事業、圃場整備事業、農用地開発事業、経営体育成支援事業等の実施計画があるときは、これらの事業別にその遂行に支障を生じることのないように十分配慮すること。
- 12 要領8の「あっせん譲受け等候補者名簿」は、農業を営む者からの名簿登録の申出、農業委員会の日常活動による把握等を基礎とし、特に、新規就農希望者については、全国新規就農相談センター及び都道府県新規就農相談センターとの連携を密にして、別紙様式例1により作成するものとし、必要な都度見直しを行うものとする。
- 13 農業委員会は、要領9のア又はイのあっせんの申出に当たっては、あっせんの申出者に別紙様式例2による「あっせん申出書」を提出させるものとする。
- 14(1) 農用地等の権利を取得させるべき者からあらかじめ所有権を取得したい農用地等又は当該農用地等の権利を有する者を指定して所有権取得のあっせんを受けたい旨の申出があった場合等には、あっせんを行う以前に当事者相互間で農用地等の取引が実質的に成立していること等も予想されるので、十分に調査し、実質的に契約が成立していない場合に限りあっせんを行うこと。
(2) 要領10の(5)の「選定調書」は、別紙様式例3により作成し、13の「あっせん申出書」を添付すること。
- 15 当該地区における通常の農用地等の売買価格を上廻る額でのあっせんは、農業経営を圧迫するとともに、一般に農用地等の価格の高騰をまねくこととなるので、このようなあっせんは行わないよう農業委員会を指導すること。
- 16 要領12の「あっせん調書」は、別紙様式例4によること。
- 17 要領13の(1)の確認は、特にあっせん調書記載のあっせん終了年月日及び売買価格と契約書上の契約年月日及び売買価格とを照合して行うこと。
- 18 要領14の(2)の「あっせんてんまつ書」は別紙様式例5によること。
- 19 要領16の「農地移動適正化あっせん台帳」は、16の「あっせん調書」（選定調書を添付）と18の「あっせんてんまつ書」（選定調書を添付）とを時系列的に整理して綴じ込んだものとする。
- 20 要領19の(1)の「農地移動適正化あっせん事業計画」及び「農地移動適正化あっせん事業実績」は別紙様式例6によること。

- 21 要領19の(2)の「必要なあっせん状況の報告」は、20の「農地移動適正化あっせん事業実績」の半年ごとの実績報告（以下「実績報告」という。）に、売買価格が都府県にあっては700万円以上、北海道にあっては1,000万円以上の売買のあっせんに係るあっせん調書（選定調書を添付。）を添付して行わせるものとする。
- 22 要領19の(3)に基づき行うあっせん事業の実施状況の実態調査は、21の実績報告に添付されるあっせん調書等からみて、農地移動適正化あっせん事業として不適正のおそれがあると認められる場合には必ず行うものとする。
- 23 要領19の(4)の地方農政局長への報告は、21の実績報告を取りまとめたものに22の実態調査の結果及び農業委員会に対する指導内容を添付して行うこと。

附則（平成26年3月31日付け25経営第3953号）

この通知は、平成26年3月31日から施行する。

あっせん譲受等候補者名簿

名簿登録 番号	年月日	氏名 (名称)	住所	年令	経営概況①		農業労働力の状況(人)			あっせんの 状況⑤	備考 ⑥	
					経営 形態 ②	面積 (a)	男子専従者(後継者を除く)	女子専従者(後継者を除く)	後継者			
										現に専従③	現に非専従④	

(記載注意) 1. ②の欄には、例えば「稲+野菜」、「酪農」、「果樹」、「酪農」のように記載すること。
2. ⑤の欄には、あっせん成立年月日、取得土地の地目、面積等を記載すること。
3. 新規就農希望者については、
ア. 農業を営んでいる者と明確に区分すること。要すれば、⑥の欄に「新」等により整理すること
イ. ①の欄を「経営目標」と読み替えること。
ウ. ③の欄を「専従予定」に、④の欄を「専従予定なし」に読み替えて、経営主就農時点の予定を記載すること。
エ. ⑥の欄に、資機備目標(例えば、「トラクター〇台」、「ハーベスター〇台」、「スプリンクラー〇台」)、経営面積の拡大計画及び経営主の略歴等を記載すること。

(別紙様式例2)

あっせん申出書

下記農用地等につき（売買、貸借、交換）のあっせんで申し出ます。

（なお、事前に実質的に契約を締結したり、不動産業者が介入している等農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの対象とすることが不適當な事実がないことを確約致します。）

記

所 在	地 目	面 積

年 月 日

〇〇農業委員長殿

申出者 住所
氏名

印

- (注) 1. 要領9のイのあっせんの申出の場合には、所在等の記載は要しない。
2. ()内のなお書は、農用地等の所有者からのあっせんの申出の場合に限ること。それ以外の場合は削除しておくこと。

(別紙様式例3)

選定調書 (要領9のアのあっせんの場合)

年 月 日
〇〇農業委員会長 ○ ○ ○ ○ 印

1. あっせん対象

申出年月日		申出区分	売買、貸借、交換、その他()※
申出者氏名		住 所	
申出土地の所在	地 目	面積(a)	
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

2. 農地移動適正化あっせん事業の対象として不適正な事実の有無※

無	有 () ①
---	------------

3. 相手方の選定②

(1)

相手方候補者の氏名	住 所	名簿登録 年 月 日	名簿登録 番 号 ③	あっせん順位④
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____

(2) 相手方たるべき者のあっせん基準への適合についての判定 (別紙小表)

4. 相手方たるべき者の選定の経過⑤

--

選定調書 (要領9のイのあっせんの場合)

年 月 日
 ○○農業委員会長 ○ ○ ○ ○ 印

1. あっせん対象

申出年月日		申出区分	売買、貸借、交換、その他()※	
申出者氏名		住 所		
譲受等の希望の 内 容	地 目	面積(a)	名簿登録年月日	名簿登録番号①

2. 相手方の選定

(1)

譲渡等候補者の氏名	住 所	あっせん対象土地の内容		備 考
		地 目	面積(a)	

(2) 申出者のあっせん基準への適合についての判定 (適、不適※) - (別紙小表)

3. 相手方たるべき者の選定の経過②

選定調書 (要領9のウのあっせんの場合)

年 月 日
 ○○農業委員会長 ○ ○ ○ ○ 印

1. あっせん対象

農業委員会があっせん を必要と認めた年月日		あっせん区分	売買、貸借、交換、その他()※	
あっせん対象者氏名 (権 利 取 得)		住 所		
あっせん対象者氏名 (権 利 譲 渡)		住 所		
あっせん対象土地	所 在	地 目	面積(a)	
_____	_____	_____	_____	
_____	_____	_____	_____	
_____	_____	_____	_____	

2. 権利を取得すべき者のあっせん基準への適合についての判定 (適、不適※)
 - (別紙小表)

3. 本件あっせんを必要と認めるに至った経過①

別紙小表		※（要領9のアに係るあっせんの場合、同イに係るあっせんの場合、同ウに係るあっせんの場合）		
あ っ せ ん 基 準		相手方候補者氏名	相手方候補者氏名	相手方候補者氏名
①	ア その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農業生産法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が養豚経営又は養鶏経営に供される場合にあつては、飼養規模。以下同じ。）が別に定める場合を除き当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積（その基準面積に係る土地が養豚経営又は養鶏経営に供される場合にあつては基準飼養規模。以下同じ。）を超えるものであること。			
②	イ その農業経営の資本設備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。			
③	ウ その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。			
④	農業振興地域整備計画において育成しようとする作目及び農業経営の形態に対応して必要と認められる要件			
⑤	その他農業委員会で定めている要件（ ）			
⑥	農業農村整備事業、経営構造対策事業等との関連上必要であると認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意志に基づいて実施される農業振興施策等がある場合であつて、この農業振興施策との関連において(1)、(2)及び(3)のあっせん基準にかかわらず特別の基準によりあっせんをする必要があると認められる場合の特別の基準（ ）			
⑦	順位			

(記載注意)

1. ※欄は該当のものを○で囲むこと。
2. (要領9のアに係るあっせんの場合)
 - ①… () 内には要領10の(1)に掲げられているような事実を具体的に記すこと。
 - ②…相手方候補者を1名以上選定すること(要領10の(2))。
 - ③…新規就農希望者については、農業を営んでいる者と明確に区分すること。要すれば、新等により整理すること。
 - ④…要領7の(3)に基づき決定された順位を書くこと。
 - ⑤…要領10の(2)及び同7の(3)に基づく相手方となるべき者の選定の経緯等の概要を書くこと。
(同9のイに係るあっせんの場合)
 - ①…新規就農希望者については、農業を営んでいる者と明確に区分すること。要すれば、新等により整理すること。
 - ②…相手方たるべき者を選定した経緯等の概要を書くこと。
(同9のウに係るあっせんの場合)
 - ①…要領9のウに係るあっせんを行うに至った経緯等の概要(関連あっせんの関係等)を書くこと。
3. (別紙小表)については、要領9のアに係るあっせんの場合には、当該あっせんに係る権利譲渡の相手方候補者について、同9のイに係るあっせんの場合には、当該あっせんの申出者について、同9のウに係るあっせんの場合には、当該あっせんに係る権利取得者について、それぞれ、①～⑥までの当該要件に適合する場合は○、不適合の場合は×をつけ、不適合の場合で特記を要するときはその理由を書くこと。(⑦には、要領9のアに係るあっせんの場合の候補者の順位を書くこと。)

(別紙様式例 4)

あっせん調書

(1) 申出	申出者氏名	住 所		申出年月日	申 出 の 内 容 ※		
					売買、貸借、交換、その他 ()		
(2) 相手方	氏 名	住 所		要領 9 の (ア、イ、ウ※) 該当			
(3) 対 象 土 地 等 あ っ せ ん の 内 容	所 在 地 番	地積(a)	地 目	契 約 の 種 類 ※			
				売買、賃貸借、使用貸借、交換、 その他 ()			
				売買、賃貸借、使用貸借、交換、 その他 ()			
				売買、賃貸借、使用貸借、交換、 その他 ()			
	あ っ せ ん の 結 果	売 買 価 格	賃 貸 期 間				
		円	年				
	譲受者の権利取得前後の経営面積(a)						
		田	畑	樹園地	小 計	採草放牧地	山林その他
	取得前						
	取得後						
(4) あ っ せ ん の 経 過 等	あっせん期間	あっせん回数	契約締結予定	農地法第3条許可申請予定	農業経営基盤強化促進法第18条農用地利用集積計画作成予定		
	年月日～ 年月日	回	年月日	年月日	年 月 日		

以上のとおり相違ないことを確認する。
年 月 日

譲受等予定者氏名
譲渡等予定者氏名
あっせん委員氏名
あっせん委員氏名



台帳用 ※※	農地法第3条許可年月日	年	月	日
	農業経営基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画作成年月日	年	月	日
	あっせん証明書交付の有無	有 (年 月 日)		無
	台帳綴り込み年月日	年	月	日
	台帳No.			

- (記載注意) 1. 選定調書を添付すること。
2. ※欄は該当を○で囲むこと。
3. あっせんの結果欄は、売買の場合は売買価格、賃貸借の場合は賃貸期間を書くこと。
4. ※※欄は台帳綴り込みの際に記載すること。

(別紙様式例5)

あっせんてんまつ書

(1) 申出	申出者氏名	住 所		申出年月日	申 出 の 内 容 ※	
					売買、貸借、交換、その他 ()	
(2) 相手方	氏 名	住 所		要領9の(ア、イ、ウ※)該当		
(3) あ っ せ ん の 内 容	対 象 土 地 等	所 在	地 番	地積(a)	地 目	契 約 の 種 類 ※
						売買、賃貸借、使用貸借、交換、 その他 ()
						売買、賃貸借、使用貸借、交換、 その他 ()
						売買、賃貸借、使用貸借、交換、 その他 ()
	あ っ せ ん 打 ち 切 り の 理 由	(注) (要領14の(1)のア又はイのいずれによるものかを具体的に記載すること)				
(4) あっせんの経過等	あっせん期間		あっせん回数			
	年月日～年月日		回			

以上のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

あっせん委員氏名
あっせん委員氏名



台帳用				
※※	台帳繰り込み年月日	年 月 日	台帳No.	

- (記載注意)
1. 選定調書を添付すること。
 2. ※欄は該当を○で囲むこと。
 3. ※※欄は台帳繰り込みの際に記載すること。

(別紙様式例6)

年度農地移動適正化あっせん事業実績

	地 目	売 買		交 換		賃 貸 借		そ の 他		合 計		あっせん 延べ回数	備 考		
		件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積				
管内の農業委員会内の移動総量	農 地	()	ha ()	()	ha ()	()	ha ()	()	ha ()	()	ha ()	/			
	採草放牧地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
あっせんによる移動量	農 地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	回			
	採草放牧地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
	未 墾 地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
	農業用施設用地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
あっせんを打ち切ったもの	農 地														
	採草放牧地														
	未 墾 地														
	農業用施設用地														
	計														

(記載注意)

1. 農業委員会内の移動総量及びあっせんによる移動量は、農地法第3条許可及び農業経営基盤強化促進事業による移動総量の全てを対象とするものとし、()内に農業経営基盤強化促進事業によるものを内数として記載すること。
2. 事業実施市町村数を備考欄に記載すること。
3. 「その他」の移動については、内容別(贈与、使用貸借、競売、等)移動件数、移動量をそれぞれ備考欄に記載すること。

年度農地移動適正化あっせん事業実施計画

	地 目	売 買		交 換		賃 貸 借		そ の 他		合 計		備 考
		件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
あっせんによる移動量	農 地	件	ha	件	ha	件	ha	件	ha	件	ha	
	採草放牧地											
	未 墾 地											
	農業用施設用地											
	計											

(記載注意)

事業実施予定市町村数を備考欄に記載すること。